

南知多町地域振興等支援事業補助金（地方創生推進事業）交付要綱

（趣旨）

第1条 地域が持つ特性や伝統などを活かした魅力ある地域づくりを推進するため、地域の振興策を地域住民が自主的に考え、「自分たちが住む地域は自分たちでつくる」という自治意識のもと、その実践を推進するために自ら主体となって実施する地域振興事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。ただし、交付に関しては、南知多町補助金等交付規則（昭和50年南知多町規則第1号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助金の名称）

第2条 この補助金は、南知多町地域振興等支援事業補助金（以下「補助金」という。）と称する。

（補助対象団体）

第3条 補助金の交付を受けることができる団体は、次の各号のいずれにも該当する住民が自主的に結成した団体とし、次条に規定する補助対象事業を実施するものとする。

- (1) 南知多町内在住又は在勤者10人以上で組織されていること。
- (2) 団体の代表者が南知多町内在住又は在勤者であること。
- (3) 団体構成員の過半数の者が、南知多町内在住又は在勤者であること。

2 前項の補助対象団体は、団体又は団体の代表者等が、次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- (4) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者

(5) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者

3 補助対象団体は、町補助団体を除くものとする。ただし、町補助団体が実施する恒常的な活動とは別に新たな取り組みを試みる場合にあっては、新たな取り組みに係る経費のみを補助対象とする。

4 当該年度の4月1日現在において、地域まちづくり協議会として南知多町の認定を受けている協議会は除く。

(補助対象事業)

第4条 補助金の対象事業は、営利を目的とせず、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与する次に掲げる事業で公益性の高い事業とし、永続的な取り組みに発展できる事業であるものとする。

(1) 地域振興事業

地域の活性化と住みよい環境づくりに関連する活動

(2) 地域づくり活動等奨励事業

産業の振興に関連する活動(地域おこし、特産品開発、交流イベント等)

(3) 地域文化伝承等奨励事業

地域文化の保存伝承及び他地域との文化交流に関する事業

(4) その他町長が対象と認める事業

(事業実施期間)

第5条 補助金の対象事業の実施期間は、毎年4月1日から翌年の2月末日までとする。ただし、複数年にわたる同一事業の補助は、3年を限度とする。

(補助対象経費)

第6条 補助金の対象となる経費は、次のとおりとする。

(1) 報償費(謝礼金、記念品等)

(2) 旅費(研修旅費等)

(3) 需用費(資料、消耗品費等)

(4) 工事費

(5) その他事業推進に必要な経費

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、補助対象事業費の2分の1以内（補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。）とし、限度額は、60万円とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象事業が、地域振興等を図るために行うイベント事業等の運営を主とするものである場合は、補助対象事業費の2分の1以内（補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。）とし、限度額は、20万円とする。

3 複数年にわたる同一事業の場合、複数年の補助金合計額の限度額は、60万円とする。

(町の支援体制)

第8条 町の各関係部局は、住民と行政との協働による地域振興を推進するため、団体からの要請があったときは、情報提供その他事業の円滑な実施に必要な支援を行うものとする。

(交付申請)

第9条 事業実施に係る補助金の交付を希望する団体（以下「申請者」という。）は、地域振興等支援事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添付して申請するものとする。

(1) 事業計画書（様式第2号）

(2) 収支予算書（様式第3号）

(3) 事業実施箇所を示す位置図

2 申請書の提出は町長が定める期日までとし、町広報及び町公式ホームページで公表するものとする。

(補助金の決定及び通知)

第10条 町長は、申請書が提出されたときは、その内容を審査し適当と認めたときは、

補助金の交付決定をするものとする。

2 この場合において、町長は補助金の目的を達成するため必要があるときは、条件を付すことができる。

3 町長は、補助金の交付決定をしたときは、地域振興等支援事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により、申請者へ通知するものとし、補助金の交付決定をしなかったときは、地域振興等支援事業補助金非該当通知書（様式第5号）により、申請者へ通知するものとする。

（補助事業の変更等）

第11条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた申請者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、次項に掲げる書類を町長に提出しなければならない。ただし、事業計画等の軽微な変更及び通知された補助金交付決定額の20パーセント以内の変更（千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。なお、額の増額は行わないものとする。）については、この限りではない。

(1) 事業計画等を変更しようとするとき

(2) 補助申請額を変更しようとするとき

(3) 補助事業を中止しようとするとき

(4) 補助金申請を取消しようとするとき

2 前項による変更申請をしようとするときは、速やかに次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

(1) 地域振興等支援事業補助金交付変更申請書（様式第6号）

(2) 変更収支予算書（様式第7号）

(3) その他町長が必要と認める書類

（補助金の変更交付決定及び通知）

第12条 町長は、変更申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、地域振興等支援事業補助金変更交付決定通知書（様式第8号）により、申請者へ通知するものとする。

(実績報告)

第13条 補助事業実施団体は、事業完了の日から起算して30日を経過した日（事業が完了している場合は、交付決定通知受領後30日を経過した日）又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月10日までのいずれか早い日までに、次に掲げる書類を添付して地域振興等支援事業実績報告書（様式第9号）を町長に提出しなければならない。

(1) 事業報告資料（様式任意）

(2) 収支決算書（様式第10号）

(補助金の額の確定)

第14条 町長は、前条の規定により提出された実績報告書及び必要に応じて行う調査等により、補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、地域振興等支援事業補助金確定通知書（様式第11号）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第15条 申請者は、前条の規定により補助金確定通知を受けたあと、速やかに地域振興等支援事業補助金交付請求書（様式第12号）を町長に提出するものとする。

(補助金の交付)

第16条 町長は、前条の規定による補助金交付請求書が提出されたときは、速やかに補助金を申請者に交付するものとする。

(補助金の返還等)

第17条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金の申請に関し、偽りその他不正な行為があったとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、町長が特に補助金を交付するものとしてふさわしくないことを認めるとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合に

において、既に補助金が交付されているときは、地域振興等支援事業補助金返還命令書（様式第13号）により補助金の全部又は一部の返還を命じるものとする。ただし、町長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。

3 前項の規定により返還命令を受けた者は、命令を受けた日から60日以内に補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

（その他）

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。